

Title	保険と共済の関係をめぐる若干の考察
Sub Title	The Relations of Insurance and Cooperative Insurance
Author	庭田, 範秋(Niwata, Noriaki)
Publisher	
Publication year	1972
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.15, No.1 (1972. 4) ,p.22- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19720430-03958879

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険と共済の関係をめぐる若干の考察

庭 田 範 秋

- 1 保険学説の展開と共済
- 2 農村の都市化と農協共済
- 3 農協共済の現代的課題と新路線

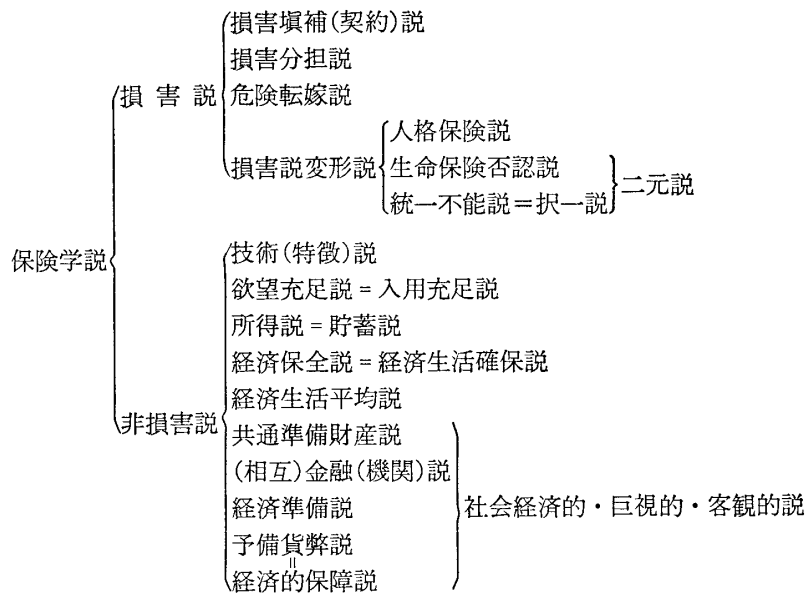
1

保険とはなにか。それあるがゆえに保険と認められ、それを欠くがゆえに保険にあらずとされる要素、かかる保険にとって不可欠の因子を凝結させて抽出した場合、そのものを保険の本質とするのである。この保険の本質に基づいて、保険とはと規定して明示した場合、それを保険の定義という。保険の定義を整理して、それを理論的な明文とした場合、それを保険学説という。保険学説の上に、その学説を採る者の全理論の体系と内容が矛盾なく構成されることが保険学の要請であり、条件である。そしてそれぞれの学理の展開に基礎として役立っていない保険学説があったならば、それは正しい保険学説とはなされない。保険に関する各現象の学理と保険学説とは、かかる意味でまさに一体であり、不可分である。保険が広い社会経済の発展につれて発達し、変遷につれて変化し、社会や経済の構造や機構の各部分にあまねく関連を有するものだけに、保険学説は過去より現在まできわめて多数に誕生し、主張せられた。しかもそれらのおおよその流転と消長の方向は、次のごとくと指摘できよう。

- (1) 法律的なものから経済的なものへ。
- (2) 損害説的なものから非損害説的なものへ。
- (3) 契約関係重視的なものから組織・制度重視的なものへ。
- (4) 保険金の機能専一から保険料の性格併合思考へ。
- (5) 事後的考察から事前的考察へ。
- (6) 保険者側的なものから被保険者側的なものへ。
- (7) 微視的把握から巨視的把握へ。

- (8) 個人的観点的なものから社会的観点的なものへ。
- (9) 主観的なものから客観的なものへ。
- (10) 心理的加入動機的なものから社会経済的現象的なものへ。
- (11) 二元説から一元説へ。
- (12) 損害保険中心的なものから生命保険・社会保険・共済包摂的なものへ。
- (13) “危険——損害”思考から“保障——福祉”思考へ。

保険の本質に関する諸学説の多種多様なものうち、現在でも比較的存在が確認されている学説を整理して分類を施すと、次の表になしうるであろう。この表に組み入れ難い保険本質論(的)・保険学説(的)なものいくつかは別にある。



保険学説は、保険がいかなる目的のもとに、いかなる使命を帯びているものであるかを考究し、その目的とか使命とかを達成するためにはいかなる手段が活用せられるかを探索する。そしてこのことが実際にうつされて遂行されるに際して、どのような組織が形成されて活用されるかを分析する。これらの諸要素が結合せられ、密着せられたときに、そしてそこに経済的必然性が発見され、発揮されているときに、制度として保険の仕組みが存在し、機能を果たすとされるのである。目的、手段、組織の三者が矛盾なく制度化されることを要する。

損害填補説は、海上保険に対する法律的解釈から生じたものであるが、多くの生命保険とりわけ生存保険や年金保険には妥当しない。相互扶助・相互救済のための協同組合保険としての共済に、まず目的または使命の上からして当然に適合しない。この説の今日まで主として損保界に採用されている理由は、危険と損害ならびに損害填補との因果関係を明確にし、実損填補または保険による利得禁止を達成して、各国の保険に関する法律にとり入れられていることによる。

損害分担説は、損害填補説が保険者と被保険者の関係に着目した説であるのに対して、被保険者相互の関係を表現したところに特色が認められる。ただ損害填補説と同じく、生命保険、年金保険に妥当しない欠陥がある。この説には確かに被保険者相互間とか保険組織の成員相互間とかの観念が存する。しかし損害分担の概念は、共済でいう相互扶助・相互救済とは別のものである。

危険転嫁説は、被保険者が危険を自己以外の保険者に転嫁するとする。その意味では保険者と被保険者との関係をめぐる説といわざるをえない。しかしただ損害に重点を置くと、損害にあわなかった被保険者の保険の説明が落ちてしまうが、危険に考察の焦点をあわせるとすべての保険加入者・被保険者を全体を対象として、保険の本質を追求できる。事故発生後の結果を処置する関係の説から事故発生前における関係を表現する説へと移行がみられるが、この説でいわれた危険とは、経済上の損害を蒙る可能性を意味したから、損害説を脱しきれていない。また危険転嫁を保険者ではなくて別の被保険者へと解したところが、ともに共済の相互扶助・相互求済とはほど遠い。

法律的な思考を土台にもって、その上に損害の概念を展開させながら保険の本質を、生・損一体に把握しようとする努力になんらかの変形を加える試みの登場は、きわめて自然の現象といえるであろう。人格保険説は、経済上の損害と並べて、人格上の損害とか精神的損害なる概念をもって生命保険をも損害説的に把握するものである。人間の生命に宿り、備わる健康、品格、判断力、勤勉、教養、活気、弾力性、ゆとりなどを失なうことを損害とするが、これらを金銭で評価して、経済的意味での損害と認めることは無意味である。生命・健康・人格・精神などは所得能力・労働力・生産力などの内包されるところでこそあれ、物財・貨幣・富そのものではなく、保険給付がそれらの喪失や破壊に際してなされたとしても、側面よりもろもろの痛みをやわらげるにすぎない。しかしこれとて原始共済でいう見舞金などとは根本的に違う概念である。生命価値の金銭評価自体は現在の社会で便法的に行なわれているし、保険商品説の誕生と成立を助けもして、それなりの意義は認められるが、共済・原始共済で時たまいわれる見舞金に表現される相互扶助・相互救済の思想とここでの人格的損害・精神的損害とは無縁である。

生命保険否認説または生命保険非保険説は保険と損害との関係を不可分のものと前提して、生命保険は保険ではない、生命保険は純粹の保険ではないなどと断定する。そして生命保険は純然たる貯蓄である。生命保険は保険と貯蓄の結合であるとみる。さらに進んでそれを混性の保険とか投資の一種とまでいうが、生命保険を保険として否認することは、現行保険の大分野を無視することで、社会的承認と支持は窮極的にはえられまい。そして共済もともども否定されてしまうであろう。もっとも相互扶助・相互救済の性格の強い各種生命共済は、貯蓄や投資そのものとすることはできない。

統一不能説または択一説は、保険を損害の填補と一定金額の支給との二つの内容で把握し、前者を損害保険、後者を生命保険と規定する。ここに両保険の統一的定義は不可能とみて、併立的な別

個の立場から定義をそれぞれに下すのである。この説はよって損害説の一種ともみられるし、非損害説の一種ともなされるわけであり、各国の法律ではしばしば採用されるところである。実用上便利であろうが、「天に二日あり」の保険本質論となろう。共済界でもこの選択的定義には同調しない。

非損害説の最初に登場するのが技術説である。その名のごとく保険の技術的要素とりわけ数理技術を重視して保険を定義する。したがって賭博や富籤と共通するから、保険賭博説とか保険富籤企業説といわれたりもする。経済制度としての保険の目的や使命を忘れているところに決定的欠陥があり、さらに収支相当の原則と準備金の設定のための技術のみを本質的技術とした説明に欠けている。そして技術的に不十分であっても新種保険として登場する各種の保険を、いかに保険として是認するかの説明もない。技術の発展段階・過程を無視して、ただ技術とのみ云い放ったところにもキメの細かさが欠けている。共済のあるものは保険に比してここでいう技術に劣るところがあり、ゆえに共済は保険にあらずと論ぜられることがしばしばであるが、これなどは保険技術説的見解を引いているのであろう。しからば統計数値が不十分で、大数法則の確認し難い、確率計算が十分にはなし難いある種の新種保険や、常時赤字の出ている社会保険のごときはすべてこれ保険でないとなろう。そして技術のみ過度の尊重は現代技術社会の致命傷である。ただこの説は概して保険者側の立場から保険の本質を追求したところに特色ありとされている。共済の相互扶助・相互救済の思想は入るべくもない。

欲望充足説または入用充足説、これに経済的という文言を上に加えてしばしば呼ばれる保険学説は、明らかに法律的なものから経済的なものへの移行に意義が認められる。比較的支持者の多い学説で損害保険は実損害の填補によって、生命保険は一定の金額の給付によって経済的欲望・入用を充足するとする。しかし欲望と給付の関係が必ずしも対応しないところに第一の欠点がある。たとえば保険加入後に経済的富裕となった人は、さして保険による給付をあてにしないであろうし、その逆の場合は所定の給付ではとても足りないであろう。求める要のない時に給付が行なわれたり、求めに対して比例填補されたり、定額給付であったりする事情を、なんと説明しえようか。経済的欲望・入用つまり必要と給付金額とは、この説による限り正比例すべきことになる。この説には被保険者・保険加入者の相互間や全体に対する考慮が欠落しており、よって微視的であり個人的である。共済の相互扶助・相互救済の相互が体现しえない。経済的必要充足説と別称されるが、経済的と銘打つところに大なる長所は認められよう。

所得説とか貯蓄説とか呼ばれる学説は、保険を貯蓄の一種、所得の一部とする。そして特殊な貯蓄・共同貯蓄または所得保全・ある種の所得獲得としたりする。貯蓄性や所得保全性のごときは損害保険になんとしても妥当せず、よしんば共同の貯蓄といったところが、生命保険すら説明しきれないであろう。所得とか貯蓄とかの観念がここでは不明確にしか理解されていない。共済は貯蓄

でなく、共済組合は貯蓄団体ではない。そこでの相互扶助・相互救済は、共同の貯蓄の共同を拡大解釈してみても、それをもって代用されたり、被いつくされるものではない。保険企業の金融性を主張するには便利な学説である。

経済保全説や経済生活確保説は保険の本質を事後的機能より事前的意向に沿って求めたところに特色がある。さればこそ加入動機的学説となしうるであろう。そして経済保全とか経済生活確保とかの概念は、後に登場して現代社会に一般化している経済的保障の概念の原形を成してはいる。ただ微視的・個人的な視野を出ていない。さらに生活という文言は企業保険を包摂しえるかどうかきわめて疑問であり、経済という文言では、社会経済の保全か企業経営または家庭経済の保全かの区別が判明しない。依然として共済の相互扶助・相互救済とは連結しえない。

経済生活平均説は、各個別経済間の生活資料の平均を社会連帯主義に基づく部分的集合責任の原理で達成しようとする。どこまでも個人主義・自己責任を基調とするとするが、社会連帯主義の集合責任の原理を部局的に採用するとする点が明確でなく、部局の程度や限度の設定をいかにするかも示されていない。そして被保険者・保険加入者相互間であれ、各個人の生涯の各時期であれ、保険による経済生活の平均の、その平均に問題がある。所得や生活資料の移転とか再分配とかとすべきではなかろうか。保険は平均化の制度そのものではあるまい。さらに集合責任の原理を個人主義的な思想をもとにして、保険で生かすことにも問題があり、社会連帯主義の志向するところがいかなる社会体制であるかも知りたいところである。やはり共済でいう相互扶助・相互救済の文言、概念の方がより適切で、社会通念に合致しよう。なんとしても平均ということには問題が多すぎる。富裕なる者が生存保険の保険金や年金給付で、より富裕になる現象は時としてみられる。

共通準備財産説は、これこそ社会経済的、巨視的そして客観的な立場に立つ学説の正式なる第一弾となされよう。共通の準備財産を形成するというところに、社会的制度としての保険または社会的現象としての保険がある。ただ保険料前払いの保険にのみ準備財産が形成されるのみとしたり、賦課式保険には積立金したがって準備財産は不要であると述べたり、国営保険に果たしてここでいう準備財産の形成が不可欠であろうかなどの疑問は生じよう。第一、保険で財産形成とは納得がいかない。共済においても同断であって、しかし共通の現象と把握せんとしたこの説は、それだけ共済に近づいてはきたが、共済の相互扶助・相互救済と共通準備財産の形成とは異なるものであろう。

金融説は、保険を相互金融の仕組みとみるが、いうところの内部金融と外部金融の両者でより保険的に重視されなければならない内部金融こそが、保険にあらざると否定せられた。もちろんこの説によると一切の現物填補も現物給付も原則的に否定せられる。このことは共済にこの説を適用しようとする場合にも、等しく指摘されるであろうが、共済が相互扶助・相互救済を使命として生まれながら、別面活用資金の自己形成と組合の自己金融としての目的をも兼ね備えたいくつかの、また過去の事例からして考えさせられるところはある。この説は保険企業の金融機関としての地位向上

に際して唱えられたところに意義があり、保険が金融そのものではないところに弱点がある。保険者を媒介としての相互金融機関とした点に、被保険者・保険加入者全員にわたる制度としての、社会的な面が特出している。

経済準備説をあまりに高く評価するあまり、これをもって長期にわたる保険本質論争が終焉するとか、終止付が打たれるとかいうのこそ、この学説の主張者にとっても、社会全体の立場からしても迷惑にして、誤りとせられるところはないであろう。われわれは保険学説を宗教や信仰として求めているのではない。社会的な保険現象が生成発展して止まざる限り、保険本質も変転・流転して向上するのである。現に当の経済準備説ですら、「保険とは一定の偶然事実に対する経済準備の社会的形態であって、多数の経済体が結合し、確率計算に基いて公平な分担を行なう経済施設である」より、「保険事業とは、一定の偶然事実に対する経済準備を設定する目的に対し、多数の経済体を集め確率計算に基づく公平な分担を課することにより、最も安価な手段を提供する経済施設である」と修正されているのではないか。今後とも改訂がなされないとなぜいえるのであろうか。より新しい保険学説が誕生しないとどうして保証できようか。

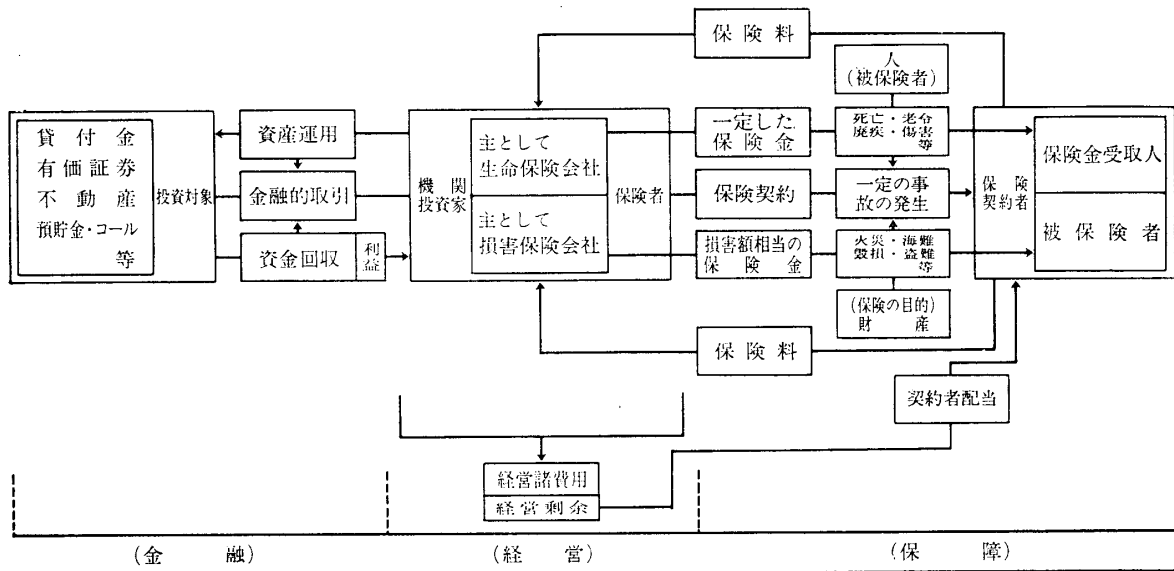
経済準備説は確かに共通準備財産説の流れを汲んでいる。しかし経済準備の概念は確かに社会保険はもとより、共済も貯金も含めうる広いものであるだけに、それはまたあまりに広過ぎて、保険と貯金や不動産ならびに価値ある美術品・骨董品の購入との区別をすらつけ難くしてしまう。本質の同一性において社会保険や共済を含みうるも、本質の差別性において貯金その他の経済準備との区別を失ってしまう。そしてたとえば保険と貯蓄との差異を明確にするために「確率計算に基いて公平な分担を行う」とし、「確率計算に基づく公平な分担を課する」と規定するが、社会保険のあるものや共済の一部を筆頭に、ある種の保険を保険にあらずと断定する羽目に陥らざるをえない。俗語でいう「あちら立てればこちら立たず」の矛盾である。しかし「経済準備の社会的形態」という表現には、共済は確かに内包せられ、さらにこの説全体に共済のいう相互扶助・相互救済の意向が汲みとれることも事実であろう。実感として新経済準備説より旧経済準備説の方が優れているように思えてならない。

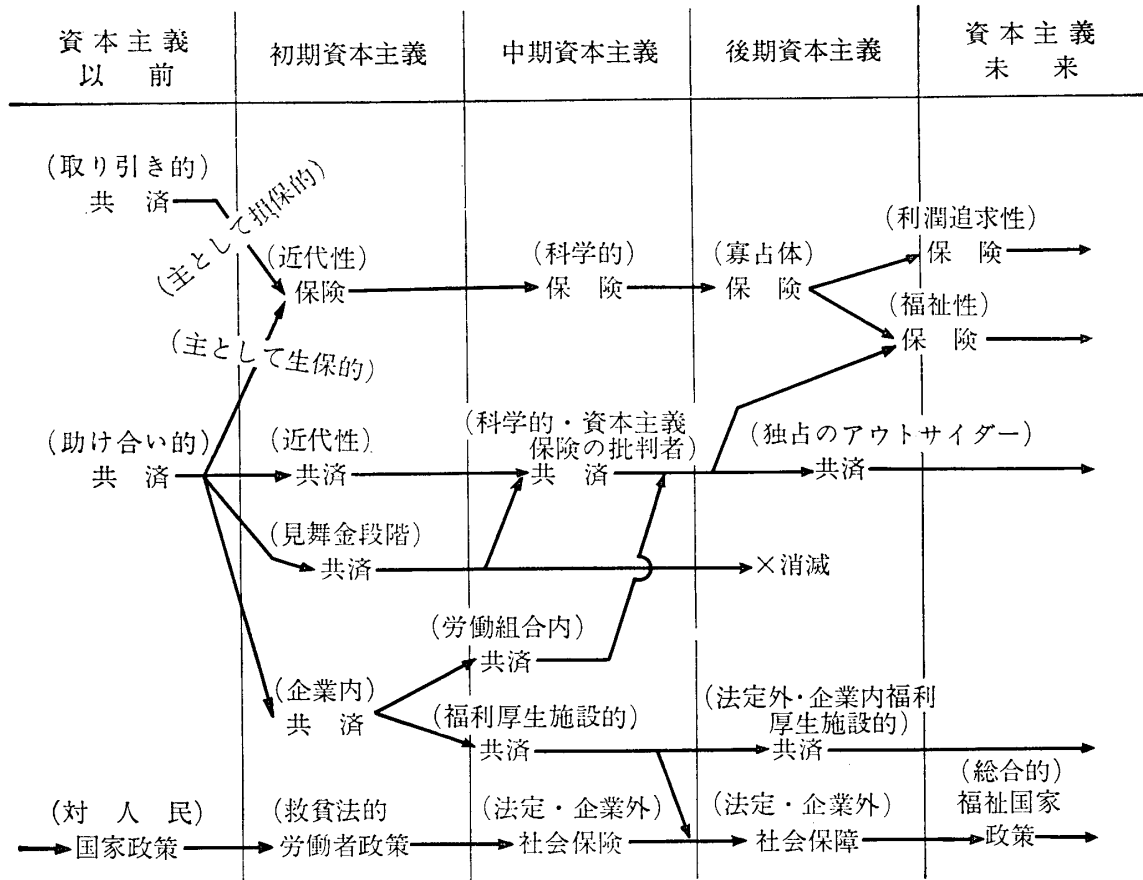
予備貨幣説を経済準備説の一種のごとく、変形のごとく論ずることには合点のいかないところである。この説もまた当初の「保険とは、偶然の災害に対する予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が結合し、確率計算に基づく公平な分担額の拠出をその方法とする」より、「保険とは、家庭ならびに企業が、その経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が結合し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその方法とする」と改められた。もともと予備貨幣説への批判の第一、現物給付が排除されるに対しては、現物給付の最たる社会保険としての健康保険をめぐって、近時のわが国保険医総辞退に際しては、現金給付の方式が復活した事実をもって、現物給付は現金給付をどこまでも基底に有する一変

形としうると述べておこう。また批判の第二、予備貨幣の概念は資本主義社会、とりわけ高度にして金融資本主義社会の保険にのみ妥当するとの指摘に対しては、だからこそ現代保険の本質をよりよく表明しうるのであり、「全体を代表する個」はもともとありえないとしよう。これは広義の、つまりあらゆる時代に共通の経済学における「保険なるもの」の定義ではなく、狭義の、つまり現実の経済学における「保険そのもの」の定義なのである。

経済的保障説と新予備貨幣説を呼び変えても一向に差しつかえはない。保険の目的・使命を旧予備貨幣説の「偶然の災害に対する」より「経済的保障を達成するため」と変えたのである。現代において経済的保障なる文言がいかに普遍的にして基本的に使用されていることか。組織としては「予備貨幣を、社会的形態で蓄積する」制度の組織として確認し、手段としては「確率計算に基づく合理的な分担額の拠出」を採用している。個別保険料方式はもとより、平均保険料方式も、国庫負担や雇主負担もまた合理性が認められる限りにおいては是認される。所得再分配も現代においてはまた合理的とされる場合がある。かくて共済の相互扶助・相互救済も等しくこの説で規定しうるのである。新予備貨幣説、別称経済的保障説を、保険と共済をふまえての本質として主張するところである。当然社会的形態と述べたところにも、大なる重点ありとせられるわけである。

保 險 の 構 造





付注 保険需要者⇒保険消費者の立場からのみ保険の本質を主張するものとして、もしあえて認めるならばリスク・マネジメント説のごときが考えよう。これはしよせん損害説中危険転嫁説の亜流にすぎぬであろう。また保険供給者⇒保険引受者の立場からのみとすると危険負担説などがそれとなされよう。別に保険協同体説とでも名付けられる一連の学説があるが、これなどは共済に適する要素多々ありといえども、保険団体が経済的利益団体にしかすぎず、団体構成の各員が原則として、保険者とのみ関係を有して、相互の関連が保険者を媒介しない以上ありえない現実を考慮すると、協同体とするには越え難い困難が認められる。

2

現代の社会は、経済的な生産性を不断に高めながら規模を拡大し、それにつれて無限に分化を続けて多様化していく。分化は人々をして自己と類似した他者との結合を求めさせ、その分化が多方面に広く互っているために、各組織は類似の底流を等しくする人々を引きつける傾向があり、したがって多数の団体が発生し、存在するようになる。社会が大にして複雑であればあるほど、その社会に存在する組織そして団体の数は多くなりながら、それぞれ発展を続けていく。農業協同組合(以下農協と略称す)といえども、この傾向に身を浸すものである。

さてひとたび生まれた組織つまり団体は、それを生み出した歴史的條件に強く規制されながら、自発的な幾多の歩みを始めだす。

- (1) 自発的団体であっても、より公的性格と存在を強めるようになる。農協も長期に亙る存在自身と規模拡大は、公的なものとみずからを高めて、公共性とか社会性とかを必需のものとする。その結果が国民の中の農協、社会とともにある農協などのあり方を強制する。
- (2) 非営利的性格をもつ組織・団体といえども、常に、そして少なくとも部分的には、当初の目的・目標に加え、または逸れて営利性を希求するようになる。営利なくしては組織・団体の安全と拡大を達成する内部資金の蓄積にこと欠くし、また営利性の追求と達成のうちには、合理化と機動化への原動力が豊富に含まれているからである。そして当然に存在するとされる競争的・競争的な組織・団体に対し優位を保つためにもこのことは避け難い。農協が営利性を求めるのも必然であるし、ただその求め方が組合員からよりは、外部に対してとされてこそ、非営利性と営利性が共存しえることになる。
- (3) 組織・団体は別の組織・団体を呼び起こす傾向にあり、これらの中で利害の対立や競争の生ずるのは避け難い。組織・団体は類似性のある人々の集団であるから、別の類似性のある人々が別の組織・団体によって反対の立場に立つのは当然である。農協はその誕生に際して、別の組織・団体たとえば大資本とか都市集団に対抗するために生まれた面があり、ひとたび生まれた農協に対抗すべく、別の組織・団体はすでに社会内に準備されていたよう。
- (4) 組織・団体は、平常時よりも外的な危機に遭遇し、さらされる時の方が、より強く結束し、集権化されやすい。とくに発足当初はこの時期であるから、組織・団体の団結は強固であり、統制はいきわたるわけであるが、特殊な事情で発展過程に危機が到来した際にも、かかる傾向が生じてくる。現在のわが国では、繁栄の一面を有しながらも、他面では農業や農村の危機が叫ばれる折柄、農協に危機感が発生し、農協の団結強化や初志復帰がいわれるのもまことにもっともである。ただ発生当初や発展途上の積極的姿勢に対して、現代のそれは組織・団結の維持と存続の消極的要素がみられるのが問題であり、これを積極的なものへと転換させるためには、組織・団体つまり農協の危機に対しての前進的対応しか方途は発見できない。停滞の長期的現象はありえず、後退による衰滅か前進による危機克服のいずれかしかありえないのである。
- (5) 組織・団体は目的・目標を継承する。初期に成功を収めたときはとりわけこの傾向が強い。そしてこのことあるがゆえに組織・団体は基本的には永続しうる。ただ新事態への適応を阻害するのもこれであり、老化現象と称せられる事態は、継承力の強いものほど多発する。農協はこの危険を比較的十分に内臓する。
- (6) 組織・団体は大規模化するにつれて、病源をもつようになる。一つには統制・管理が十分にいき互らず、適正規模を欠くからであるが、別には拡大化につれて不純分子を吸収・内包すること

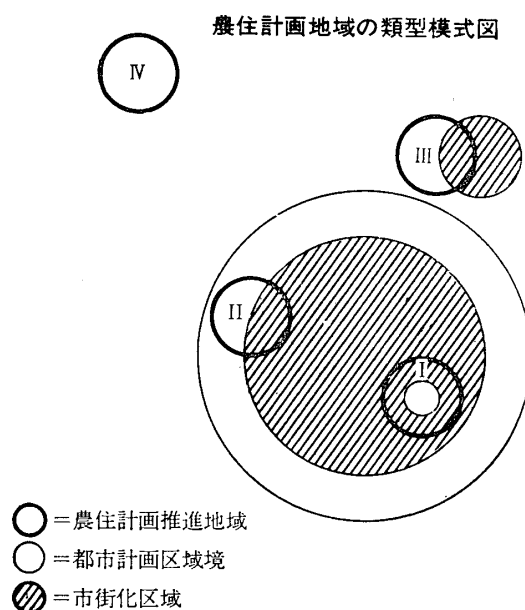
にもよる。初志とか初心に帰るの運動、原点復帰の要求などは、腐敗や病巣の除去を目指すものであり、若返り運動の一種ともみられる。農協はやはり大規模組織・団体として、絶えずかかる危険に遭遇し、そのつど革新に努めなければならない。

- (7) 組織・団体は、広範な社会変革に応ずるために目的・目標の転位が必要となる。初期の目的・目標を新しい状況に適応させることが、強化もしくは生存の絶対の必要条件である。死滅を免がれ、繁栄するには目的・目標転位こそなされなければならない。ただそれは継承的転位であるべきである。そしてそのことが内部の各人はもとより、外部に対してさえも伝達され、理解されてあらねばならない。ところで農業や農村こそ、いまこそ新事態・新時代に突入するのであり、農協も目的・目標の継承的転位を切に望まれている。初期の目的・目標が土台となって、その上に新目的・新目標が活動させられる。そして新目的・新目標は組織・団体員間での意思の疎通と伝達によって発生し、確認され、活動可能となるのである。社会は変革する。農業も農村も変革する。農協の目標も変革する。よって農協の活動も変革する。
- (8) 組織・団体は被圧迫・経済的貧困・小規模の時ほど闘争力が鋭く、発展過程では包容力と耐久力を増加させる。闘争的農協から国民指導的農協への成長は望まれるところであり、品位と自尊の行動が期待される。
- (9) 組織・団体は経営的にも合理化を求められて、これなくしては効率の悪化、能率の低下をきたす。不断の努力が求められるわけで、農協自体にその努力を生み出す体質がなければ社会経済の主導的地位は保てない。

さて問題となる農村の都市化とは、いかなる現象を云うのであろうか。それはまず都市自体が膨脹することによる都市の周辺地域での都市化圏の形成と、その漸次の農村地帯までの拡大を指す。都市隣接農村の都市化は、そこでの地域社会本来の個性を急激に失わせ、逆に大都市の文化・思想・価値体系そして生活様式・構造等を急速に吸収していく。万事における都市的な性格の浸透であり、むしろそれへの転換とか変質となされよう。これを都市化の第一の型とすれば、第二の型としては農村人口の減少を伴いながら都市人口の増加する際に見られるそれである。近代技術的産業化の激しい都市ほど農村人口を吸収する比率は大きく、ひとたび大都市に集中した市民たる元農民は、固有の郷土的な伝統・慣習・信条・思考等を脱落させ、平均化された都会人となっていく。大都市は異質な特殊文化を担う個人の集積地でありつつ、それらを画一化し、標準化することによって一文化を生み出し、大衆化社会を推進していくのである。そして概して人口が減少し、または人口増加の止まった農村では、交通・通信手段の発達や教育の普及と向上、情報機関の強化や情報網の整備、時としてある種の機械技術的工業・産業の導入や移植もあって、これまた緩急の差はあっても都市文化の影響を受けずにはおかない。都会の生活様式と思想は伝播・伝達され、産業化の波は地方的差別を結局は希薄とし、後退させる。ただ地方の農村的文化と都市主義の共存と融合が絶えず図ら

れるのであるが、高度資本主義の生産・労働・生活の諸特質は多かれ少なかれ全国の経済社会に及び、被っていく。

農村の都市化は、農村的社会体制が全般・全面的に都市的体制に移行するのではなく、農村の社会生活のうちの限られた面が都市的色彩を帯びてくることである。都市そのものに成りきってしまった時・段階は、農村の都市化現象とはしない。かつては都市的環境との接触の手段を欠き、また都市的文化を受け入れるには経済的に劣悪な条件におかれていたために、封鎖的に行なわれていた農民生活の経済発展に伴う向上であり、近代化でもある。それは資本主義的経済の農村への浸透を契機として、都市的生活と密接に関連する経済団を作り、都市的文化を受け入れうる経済層を成した。農村内の経済的階層分化が促進され、それは都市化の恩恵に浴しうる豊かな層と、それを受け入れることのできない貧しい層としたのである。また出稼や通勤そして兼業などの型での都市的職



※ 鈴木伸八郎・小野寺義幸共著「農住都市建設と改正農協法」
29頁(昭和45年9月、住宅新報社)。

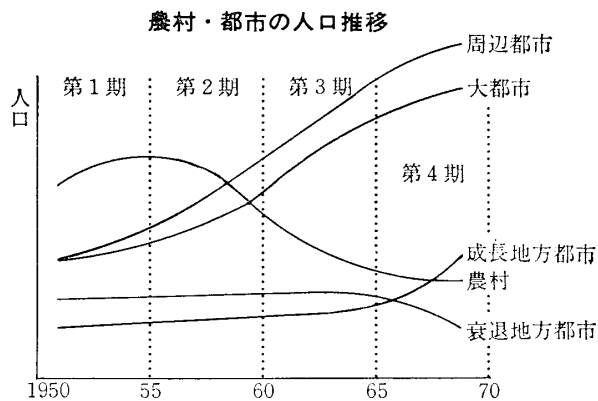
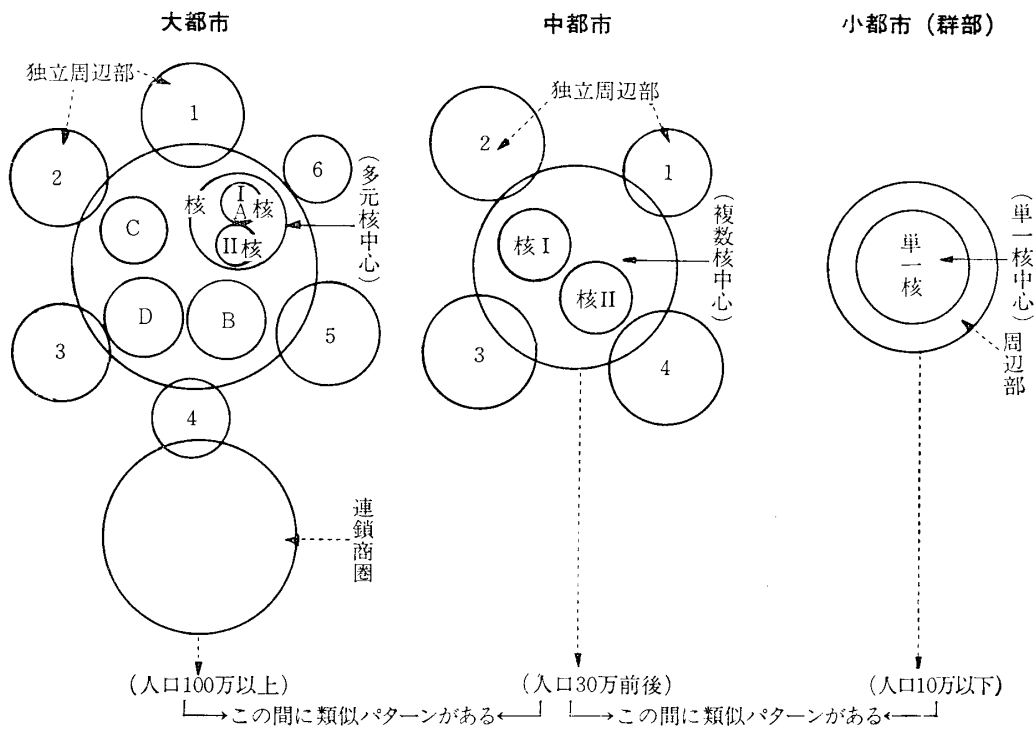
第Ⅰのタイプ；市街化区域において住宅等の開発を行なうとともに、これと所有者が同一であるとか地縁的に一体として開発を図る必要等から、周辺の市街化調整区域における農業の確立を図るといふ地域。

第Ⅱのタイプ；優良集団農用地ないしは集団農用地として、市街化区域の中に残された市街化調整区域の農業の確立を図るため、周辺市街化地域において計画的な住民等の開発を図るといふ地域。

第Ⅲのタイプ；駅等の交通条件等によって飛び地的に設定された市街化区域における住宅等の開発と、周辺農用地(当然市街化調整区域である)における農業を確立するといふ地域。

第Ⅳのタイプ；区域区分を行なわない地域でも、たとえば工場の進出等に伴う職住開発を行なうといふことも考えられる地域。

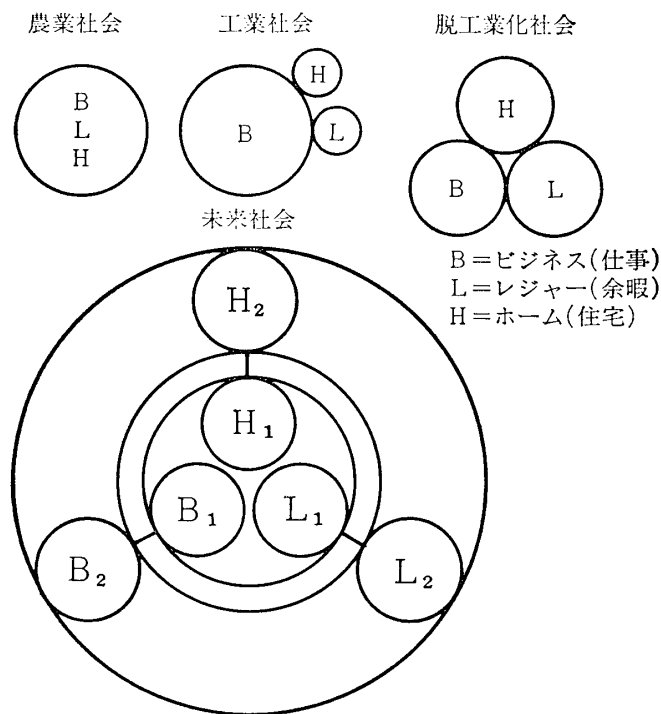
業に従事する農民・農村住民を生み出し、かれらはそれなりに所得を殖やしつつ都会化して、逆に部落生活における支配力・指導力と発言権を弱めている。しかも他方では、比較的都市文化との接触度の高い青年層が流出し、残存した者に対しては部落革新を遂行しながらも従来の農村文化の堅持を達成する努力を、全面的には期待できない。従って農村の都市化はより自由な都市文化との接触・吸収として近代化を意味することは事実としても、基準となるべき都市の社会生活・文化がす



※ 上掲2図は「ブレン・日本のマーケット特性論12章」(Vol 9, No. 5 臨時増刊, 1969年4月)における「都市・農村マーケットの特性, 宝井鉄衛稿」49頁ならびに「'70年代の都市, 徳永豊稿」186頁。

べてで民主的・近代的であるわけではない限り、低俗性・墮落化の農村への流入でもあって、農村の近代化にはさらに一段の高い原理と意欲が必要とされるのである。都市の物質文明の模倣や流行の追求としての都市化では、あまりに問題点が多く、農村の失うところが大きすぎる。ここに農協の使命と役割が発見されなければならないわけで、従来の農村の良風・特質を保持しつつ、不断に寄せる都市化の波に対応しながら、農村の正しい近代化を達成する自主的努力の主役たらねばならない。

変化する生きがいの場



※ 大久保貞義稿「生きがいの社会学・未来学」65頁(「地上」第25巻 第13号, 1971年12月号, 昭和46年12月, 家の光協会)。

農業は日本経済にとってなぜ必要であるかの点より始めよう。それは国内農業によってある程度の食糧自給度を維持することが、国民生活の安全と健全に必要であり、国際関係の政治的・経済的に複雑な折柄、このことなくしては安心がありえないからである。次いで日本農業のうちの効率産業的部分は残存させるのみならず、大いに発展させる必要がある。それは輸入にくらべて国内生産による方が、単に価格が割安につくのみならず、鮮度や品質においても優れるからである。これこそは外貨節約的産業といいうる。続いて農業は労働力のプールであり、大きな雇用機会を与える産業たることである。なるほど若年労働力不足の時代と現代を規定しえても、中・高年労働力は時によっては過剰であり、技術革新に基づく産業興廢のしきりな折柄、市場に放出された労働力をプ

ールし、吸収し、それなりの労働機会を与えうるのは農業しかないであろう。景気変動により労働力過剰＝失業時代の到来の可能性も皆無ではなし、また未来は高級・技術・管理の労働力以外は、おおかたの労働力は需要されないと占われていることも忘れてはならない。最後に来たるべき高度技術社会にあって、国民は農業を身近かに置くことによって生活環境を保全し、自然との接触を保ち、精神的緊張から解放される。いわゆるレジャーもその最たるものは緑の満喫であり、それは農業に従事したり、農村へ復帰することであろうとされている。これらもろもろの理由から、農業は絶対に持続されなければならないし、存続を強く求められるのである。

農業が展開される場が農村であるならば、まず十分かつ高度の施設必要の農業はその立地優位性から都市近郊に吸い寄せられてくるであろう。そして都市化の中に位置付けられてくるのである。施設農業は都市近郊立地型である。この動きに対して、純農業地域が広くあればあるほど、逆に都市は膨脹せざるをえない。好むと好まざるとにかかわらず、農業技術は高度化し、機械化し、労働力を節約化して、不必要となった労働力が都市に流入し、残存した労働力は所得の上昇が約束されて、生活の豊かさはそのまま都市文化の吸収・移植に通ずるであろう。ここに農村文化と都市文化の融合が図られるわけであるが、これを称して農村の都市化とするのは妥当である。農村が都市に併呑されるのを防止するには、農民が近代化・民主化と合理化の意味での向上を達成するために、それらの要素を生み出し、内在している都市化を自主的に、適正に推進し、都市化にまつわる諸現象を取捨選択して、農村の特質に応じ、農業経営と農家生活の規模に応じて活用・採用すべしとされる。都市と農村は分離して無縁または対立のままの関係でありうることはない。都市と農村はただ単に地域的に連続して若干の交流・協力を続ける関係では真に正しいとはいえない。都市と農村は生活でも文化でも、生産でもまたそれぞれ補いあい、協力しあい、協助しあいながら融合されてあらねばならない。新しい、それなりに未来を思考する農村の都市化論はこれである。このような問題の展開を地域環境論的地域社会福祉化論と名付けよう。地域——生活——生産——福祉の一体化である。

農協の進路を地域組合化に求めるのは、地域社会の変化によって農協が規定されながらも、しかもそれに的確に対応することを求める運動である。それが組合員不在につながるとか、組合員利益の侵犯をもたらすとかとして、いたずらに反動的姿勢をとるのは時流・時勢に逆行することになる。また組織拡大に伴う必然の変化を無視するものであり、そもそも農業の高度化と多様化または効率化と流動化を阻害することにもなり、ついには農村の変革と農政の指針に悖ることにもなりはしないか。われわれは農協が主導して農業と農村を変転させるとの姿勢で物を論じてはならず、農業や農村の変化が農協を牽引するとの立場で事を議さなければならない。地域協同組合論の登場はかくして時代の趨勢とされる。

農協が組織・団体として拡大することと、企業として拡大することが、あたかも相反事実である

自立経営の標準的指標

作 目		経営規模 (作付面積)	技術体系, 資本装備	単位当り 労働 時 間	適用地帯 (所得: 万円)
イ ネ 作	I型	水田 6ha (作業規模12ha)	中型20PSトラクター, 動力田植機, バインダー	50/10a	寒冷地 (250)
	II型	水田 6ha (作業規模12ha)	大型40PSトラクター, 動力田植機, 普通型コンバイン(60PS)	36/10a	同上 (同上)
	III型	水田 4ha	小型耕うん機, 動力田植機, バインダー	84/10a	準寒冷地 (220)
	IV型	水田 4ha	I型に同じ	75/10a	同上 (240)
普通畑作		畑 5ha カンショ } 各5ha ナタネ }	小型耕うん機, カンショ掘取機, ナタ ネ刈取機	39/10a 20/10a	西南暖地 (230)
野 菜 作	I型	畑 1.5ha 夏ニンジン } 各 冬キャベツ } 1.5ha	大型30PSトラクター, 施肥播種機, トランスplanター	65/10a 108/10a	暖地, 西南暖地 (250)
	II型	畑 3,000m ² 春トマト, 冬ト マト, 秋キュウ リ	施設周年栽培 (1年3作) 鉄骨ハウス, 集中暖房, 自動灌水施肥	764/10a 403/10a 647/10a	同 上 (280)
ミ カ ン 作	I型	2ha	定置配管, 動力せん定機, 軌条式運搬 機	162/10a	傾斜地 (230)
	II型	2ha	大型30PSトラクター, 動力せん定機, スピードスプレヤー	116/10a	平坦緩傾斜地 (260)
養 蚕		桑園 3ha (年間150箱)	栽桑管理—小型, 育蚕—多回育	130/10a	暖地, 西南暖地 (280)
酪 農	I型	経産牛 30頭 畑 4.2ha	飼料作—中型 (混播牧草) 飼養管理—舎飼	176/1頭	土地制約の大き いところ (333)
	II型	経産牛 40頭 草地 30ha	飼料作—大型 (草地利用) 飼養管理—舎飼 (夏輪換放牧)	137/1頭	土地制約の少な いところ (400)

※ 加用信文監修, 山路健・小山智士共著「図説・日本の農業」143頁 (昭和47年3月, 家の光協会)。

かのごとくに論ずるのは誤りである。経済の多様化時代には組織・団体がゆるい連帯で結束を図られるのは当然である。しかも組織・団体, 組合企業としては不断の規模拡大を図らなければならず, 規模の利益を達成してこそ類似企業との競争にも勝ちえるのである。規模が大となれば意向・希望・意思の単一集結は困難となり, だからといって農協が拡大することをもってただちに従来からの組合員としての農民を忘却し, 農業から離反するとするのは, あまりに近視眼的単純論理である。同

様に農業は消えても農協は残るなどの主張は、国民生活における農業の重要性と、農業ならびに農村、そして農民の強靱性とその成長的变化の実態を忘却せるものといえるのである。

農村の都市化は全国的に進展する。それは国家の国土政策としても、産業政策としても推進されている。もし都市化が農業そのものを否定すると把握したならば、農協の前途はきわめて悲観的になるであろう。しかし現代における組織の原理が、企業のそれから生活のそれへ、利潤の原理から福祉の原理へ、したがって職域原理から地域原理へと移行するにつれて、農協も職域農協のあり方に加えて地域農協の要素と性格を強めるのは当然である。ここに農村における生活・生産つまり経済圏の思想も育まれる。現代の激化する諸問題、たとえば土地不足と地価高騰、住宅難、交通難、交通事故多発、災害と公害、水不足、清掃問題、医療問題、学校難、過疎過密、食糧品高価格などを列挙してみても、その対策は地域共通の問題化しつつある。地域化原理の強調は社会的傾向である。農協だけがその例外でありえようか。従来からの住民にして農民である組合員を正しく・正しき都市化に導き、新規の流入人口を地域の特色になじませ、全員一体のもとに土地開発と地域環境の整備に向けるのこそ、今後の農協の使命といえよう。農民を忘れるのではなくて、農民の中に住民をとり込みながら、農民もまた近代化し、地域そのものの単位で、全住民が福祉化を追求することになる。農民は決して排他的であってはならない。

農協共済は従来の組織の都市化による弱化を、アイディアと経営効率の向上をもって補足しなければならない。資金運用にも地域原理を導入し、地域の開発と福祉の推進に資金が向けられて、ただし必ずしも低利運用である必要はなく、良質保障と低価格保障の組み合わせ、高率運用と還元融資の兼ねあいを考究して、まさに新時代の要請たる頭脳的経営に、精神主義的運営より移行しなくてはならない。なるほどこれはいうほどやさしくはない。しかし絶対に達成しなくてはならない要求である。地域原理に立てば、農業生産者としての農民も他面では一般の人々と同じく消費者の一員でもあるのであって、さらに大資本や大企業、ある場合には国家政策・行政に対しても経済的弱者であり、その被害者たることもあるのである。ここに利害の共通と生活をめぐる連帯の動機が発見できる。農協は心情的な精神連帯より制度としての機能をも重視した組織・団体としての存在と活動を要求されている。

農協の今後の路線として“専業農家純化論”があるが、これには徹底的に賛成し難い。いかにも純粹で悲愴感があるが、日本的な孤立・衰退の美意識に満ちすぎている。よしんば農業は残存しながらそれなりの成長を続けるとしても、それは高度技術産業のそれには及ばず、結局は相対的衰弱の道でしかない。地域生活住民を広く多数にとり込み、農外をも対象として運動を展開した方が、結局は農民にとっても有利である。ただその場合農民というのより農家となした方が、それだけ地域住民の家庭と共通した地盤に立って連帯を広めうる。職域——地域——生活と三者を連ねた組織・団体であろう。当然のこととして、専門農協よりは総合農協を是とせざるをえない。第一、企

業経営の多角化は現代の必然的傾向であり、販売、購買、信用、共済などを同時に手掛けることができるのは、他企業の垂涎的ではないか。

付注1 純化論者薩摩隼人論と筆者はこれを名付けた。軍事は武士が掌握するものであり、その代表で一番強い薩摩隼人が軍隊を形成するのが正しいとした西郷以下の人々は、西南戦争で国民兵すなわち主として農民より徹兵された民衆・平民・国民軍のために敗退した。歌にも劇にもなったが、これをもって純粹の武士階級は消滅した。專業農家純化論もおおかたこの運命をたどる。

付注2 一升の酒二升論と名付けて、筆者は地域農協論の性格を示してみよう。一升の酒に水を一升加えれば二升の酒と薄まる。物理的には酒の濃度はこの結果2分の1となろう。しかし人間は生きものであり、感覚や社会の性情はしかく数学計算的なものではない。この酒を飲んだ場合の実感は、濃度7分となるであろう。地域に農民がいて、そこに外部から農外の人々が流入しても、先住者にして土地持ちであり、食糧品を生産し、その場で労働に従事している姿を示し、時には水や道路の支配権すらもつ農民は、新規参入者を同化し、そしてみずからはそうたやすくは風化されない。まさに一升の酒は二升到薄められても、その二升の濃度は7分に止るであろう。伝統とか地域性とかはそれほど弱いものではない。

農村の都市化の中にあって農協共済の使命は重大である。農協経営からいえば共済事業は副業にしかすぎないなどというのは、どうしても承服できない。農協共済は都市化によって弛みつつある組織をその団体性よりして補強し、薄まりつつある精神をその相互扶助・相互救済性よりして補充する。農協共済ほど、その地域の全住民との一体化に支障のないものはない。他の農協の諸事業は、多かれ少なかれ都市化地帯の都市的業者・企業と競合する。たとえば販売はその最たるもので、地域に進出した大資本との競合は当然にして避けてはならないものであるが、その地域に居住しながら業を営む中小の商店とも競合し、圧倒し、利害対立することは免れない。しかるに農協共済は地域住民そのものを直接に圧迫することがない。そして都市化につれて高収益を望みうる事業であり、今後は農協諸事業の核であり、芯たるべきものである。そもそも経済的保障そのものが、経済成長、所得上昇、“都市文化”化に即応して、その重要性を増すのである。

3

都市農協は、現在ではわが国農協の中で無視できない比重をもつに至った。しかもそれは矛盾を含むとはいえ、概して順調なる経営的な発展を遂げつつある。今日ようやく台頭してきた市民運動や消費者運動と連繋して農協が発展するには、新しい意識のもとでの全地域住民を組合員化する都市農協の構想が不可欠である。生活の面での農民と移住者の協力体制が、農協の近代化には必要である。共済は本来長期安定的事業であり、協同組合運動の中核体として、組織活用にもっとも向く事業である。共済は都市化の中でも生き残って発展しうる仕事である。なるほど共済それ自体は必ずしも農業にこだわらず、よって農協にもこだわらないとは云われるかもしれないが、だからこそ経済・農業の多様化時代でのゆるい連帯の方向に即応しうる産業となされる。かつまた農産物を農民以外

の全国民に販売するのと、農協共済の経済的保障を地域内の農民のみならず地域住民にも加入を推めるのと、なにほどの差異を認めようか。共済は組織によって伸び、組織は共済によって保たれる。

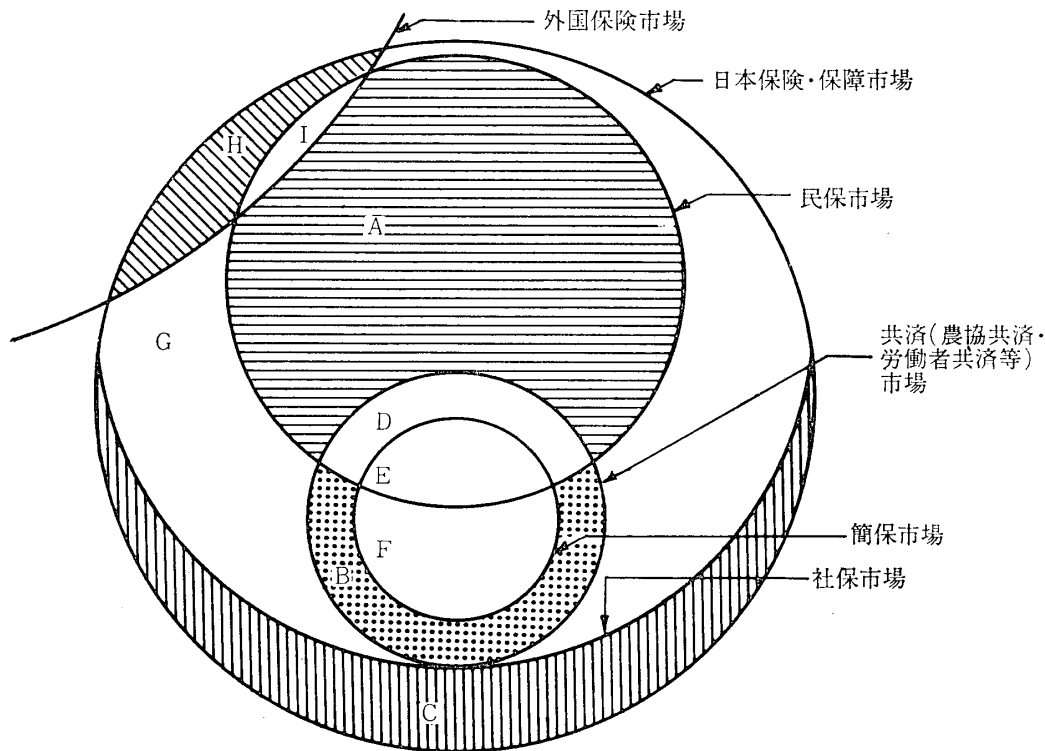
現在の農協は、形式的には地域原理に基づく結合のようにみえても、事實は職能原理によって形成されている。その意味では古い地域原理に依拠している。これを職能原理を依然として尊重しながらも、時代の趨勢・農業の変化に応じて地域原理を活用し、さらに組織の拡大と事業の発展を図る。新しい地域原理の導入である。專業農家純化論は組織の基本的発展原理に反する。大規模化時代に逆に組織を縮小させて、競争に勝つための経営原則を無視している。同様に信用事業分離論や専門農協化論は、多角経営の原則に逆行している。新しい時代には新しい農業と農協のあり方が求められ、そこでは農協共済は主役的位置を約束されるであろう。

新時代における農協共済に求められる諸点を列挙してみよう。

- (1) 組合員の真の共済需要の発見。新種共済の開発。保険が発明した新種ならびに新様式の経済的保障に追随するだけでなく、さらにみずから独自のものを提供すべき時期に到達している。たとえば農地の均分相続による細分化を防ぐ共済、農業設備拡充と更新共済、税金共済、婚資共済、労働力流出・後継者確保の配慮をもった教育共済その他。
- (2) 農村における社会保障の推進と強化のための、社会保障協力・補完機能発揮による農村福祉化共済。
- (3) 農民と地域住民の生活ならびに企業経営のコンサルタント。
- (4) 農民そして他の農協事業への情報収集と提供機能。
- (5) 共済資金の流動化と再共済活動の活発化による組合間経営格差是正。
- (6) 現存各種共済への精神、技術ならびに経営面でのリーダー。
- (7) 共済界を代表・代行して対官庁・行政との交渉の担当。
- (8) 農業強化と地域開発のための長期固定的安定資金の提供。
- (9) 農村における経済の高度成長による各種のひずみの是正機能。
- (10) 資本主義の精神的荒廃の農村における防波堤機能。共済による相互扶助・相互救済の精神を強調し、経済的保障を共済を通じて農民ならびに地域住民の身近かなものとする事により、健全な生活と生産への思考・志向を強める。
- (11) 農協活動に、共済掛金計算方式を提示することによる適正剰余の思想を導入して、組合永続の使命を達成させる。事業体にはその発展と大規模化につれて、社会的責任の一端としての永続の使命があり、そのための適正剰余が是非とも必要とされる。これらの近代経営の思想を農協にも踏襲させる必要がある。農協共済の掛金は、事前に適正剰余を算入させる式に立ちうるし、立つべきである。

農業がわが国においていかに近代化されてきたとはいえ、それはまだ企業としてよりは家業また

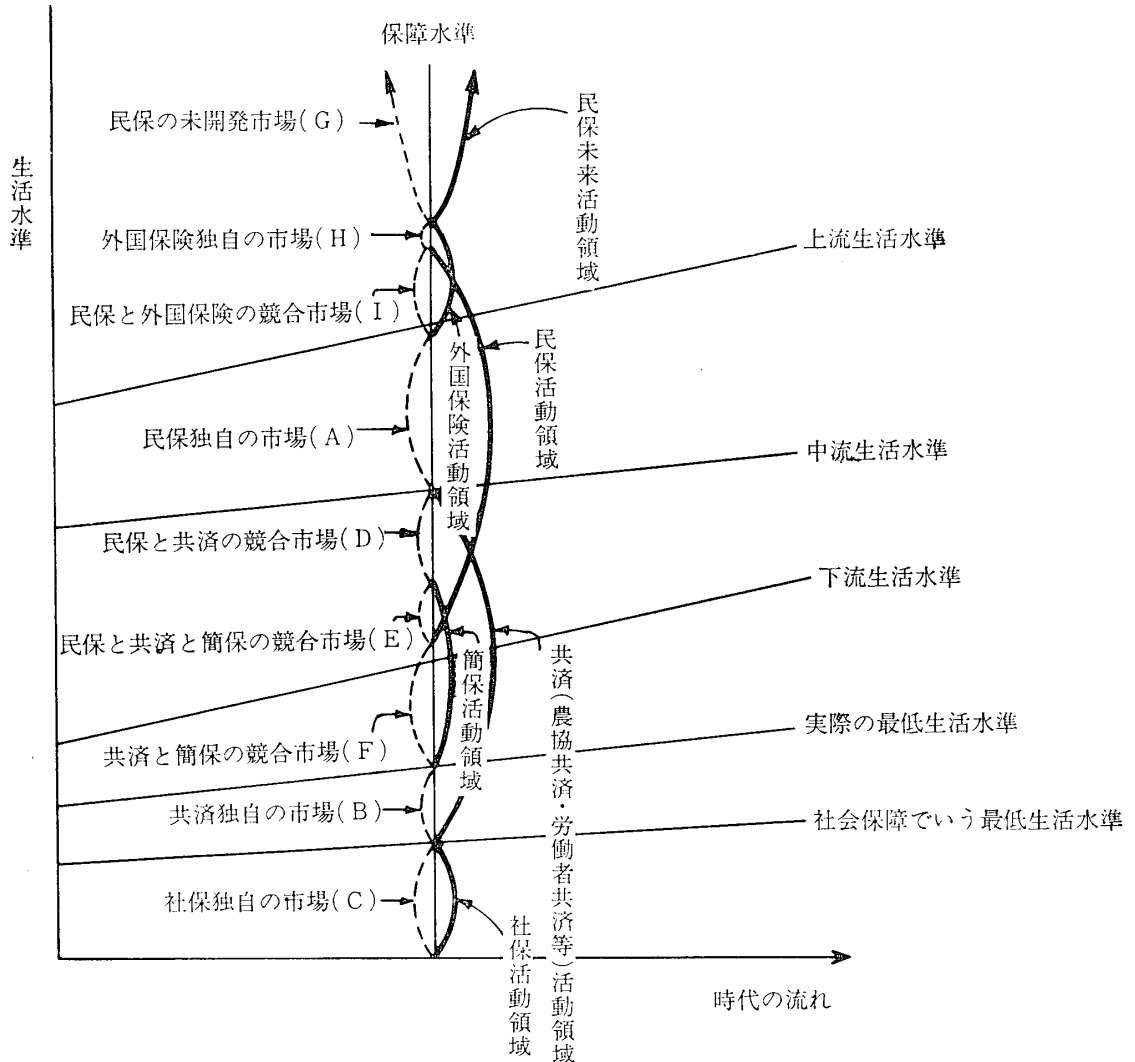
わが国各種保険の機能にもとづく市場領域・保障水準図



日本保険・保障市場;A+B+C+D+E+F+G+I	A;民保独自の市場
民保市場;A+D+E+I	B;共済独自の市場
共済市場;B+D+E+F	C;社会保障独自の市場
簡保市場;E+F	D;民保と共済の競合市場
外国保険市場;H+I	E;民保と共済と簡保の競合市場
	F;共済と簡保の競合市場
	G;日本保険・保障未開発市場
	H;外国保険独自の市場
	I;民保と外国保険の競合市場

は生業としての性格が強い。少なくとも農民における農産物の生産と家庭の生活は一体的である。農業の成功・不成功がそのまま家計の富裕・貧窮に通ずる。そして家庭生活から農業の労働力も設備・資材も生活の一部として、生活費と並んで、あたかも一つの財布・通帳つまり経済を一にした形で支出される。生活の破壊は生産の破綻であり、生産の失敗は生活の敗北である。生活上の諸危険に対する経済的保障と、生産上の諸危険に対する経済的保障とが農家または農業にとって同一次元で取扱われる。

農業の経営的危険は、経済市場をめぐる危険と自然条件に関して生ずる危険とあり、しかも農業が合理的・計画的であるためのこれらに関する情報は不十分で、農民の収集能力は欠けている。それに加えて現代農業は、ほとんど農民の自己責任において慣習的農業をより生産性の高い効率農業に転換させなければならず、実に総合的な形能で危険・不確実の脅威にさらされるのである。そこから生ずる農業経営責任は、多くの場合に農家に無限責任的に負担させられてくる。農家と農業に



はあまりに多種多様の危険が多く、したがって求められる経済的保障も多種多様である。農家の生活危険と農業の経営危険とが一体的に保障されるのが好ましいが、農協共済も絶えず農業危険とそれへの経済的保障の重要性は認識してよい。農業危険に対する経済的保障を国家に求めるにしても、そのことの推進役は農協共済が果たすべきである。またはそのことの呼び水的存在とみずからを高めなければなるまい。

事前的に危険・不確実である農業経営の成果に対し、事後的には農家が全面的に責任を負担することから、農業における意思決定は重要な意味を有する。各種の危険や不確実性を生産と生活の両面より考究し、それを正確に把握しながら各段階で対策を展開し、最終的には経済的保障の達成を実現するところに、農協共済の古くして新しい路線が発見できる。